

「裁判を起こす」などと脅す 「架空請求ハガキ」にご注意！

「地方裁判所管理局」「民事訴訟管理センター」
などと書かれたハガキは架空請求ハガキです！

- 料金未納の「訴訟最終通告」と書いてあるが、身に覚えがない。取り下げ期日まで日数がなく不安だ。
- 桐家紋のような紋章が印刷されているが、本当に裁判所からの通知なのだろうか。

「地方裁判所」と名乗っていても、
裁判所とは一切関係ありません！
絶対に連絡を取らないように！

こんなハガキが届いたら
ご注意ください！

特定消費料金未納に関する
訴訟最終告知のお知らせ

訴訟番号 (は) 618

この度、御通知致したのは貴方の利用されていた契約会社、
ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出
されました事を御通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟
を開始させていただきます。尚、御連絡なき場合原告側の主張が全面的
に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び財産、不動産物の差
押えを強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証
書の交付を承諾して頂くようお願い致します。裁判取り下げ等のご相
しては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ

違となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様
だきますようお願い申し上げます。

最終期日 ○○年○○月○○日

地方裁判所管理局

問合せ窓口 03-□□□□-△△△△

東京都千代田区霞が関1-□□ 受付時間 9:00~19:00

お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

横浜市消費生活総合センター

検索